

## ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正



ダイオキシン類対策特別措置法においては、ダイオキシン類をポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルと定義しており、多くの異性体が存在します。異性体ごとに毒性の強さが異なっているため、ダイオキシン類の量は、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算して合計した毒性等量により表すものとされています。

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則においては、毒性等価係数として世界保健機構(WHO)が1998年に定めた毒性等価係数を採用していますが、昨年、WHOが最新の知見を踏まえて毒性等価係数の見直しを行いました。この見直し後の毒性等価係数を採用することが適切であるため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正し、毒性等価係数を最新のものとしたものです。平成20年4月が施行日であり、施行日以降に実施した測定に対しての報告に摘要されます。

具体的数値はダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令参照

当社は、ダイオキシン類分析に関しては、平成19年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査において、受注資格があると認められました。精度面、システム面でも万全を期して対応しております。ダイオキシン類分析に関しての事は、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007年6月11日付 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

品質管理箇所 瀬田洋一郎